

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和 4 年 4 月
宮 津 市

1 策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

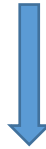
土木工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現地条件、環境の下で建造しなければならないといった特徴を有している。よって、工事の進捗とともに、当初積算時には予見できない条件や環境の変化などが起こり得ることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

(2) 適正な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に、「請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づき、適正な額の請負契約代金で公正な契約を締結すること」が示されているとともに、発注者の責務として「設計図書に適正に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

(3) 策定の理由

適切な設計変更の実施には、発注者と受注者がともに設計変更のルールについて理解しておく必要がある。



「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者の留意事項

工事発注にあたり、各工事において必要となってくる条件明示について、特記仕様書等の設計図書への記載を徹底する。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む)の明示等により、適切な設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

(2) 受注者の留意事項

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

照査の結果「工事請負契約書第18条第1項第1号～第5号(条件変更等)」に該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料(現地地形図、設計書との対比図、取り合い図、施工図等)を書面により提出し、確認を求めなければならない。

3 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合において、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工(工法・材料等)を実施した場合
注記: なお、災害防止等のため緊急でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。
その場合においては、受注者は発注者に速やかに報告しなければならない。
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工(工法・材料等)を実施した場合

3. 任意事項において、施工方法及び施工期間を変更する場合(ただし、設計図書に特別の定めがある場合や現場条件が一致しない場合を除く)
 - 例1) 根固めブロックの据付におけるクレーン規格を変更した場合
 - 例2) 護岸工事における仮締切工の範囲を拡大した場合
4. 「承諾」で施工した場合
5. 工事請負契約書(第 18 条～24 条)、土木工事共通仕様書(案)(1-1-1-16～1-1-1-18)に定められている所定の手続きを経ていない場合
6. 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議の場合

承諾 : 受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの。

➡ 設計変更不可

協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの。

➡ 設計変更可能

4 設計変更が可能なケース

工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経て、発注者が設計図書を訂正又は変更する必要があると認めた場合、設計変更を行う。

1. 設計図書が互いに一致しない場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 1 号)

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がない場合に、もし、図面と仕様書が一致しないときには、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。この場合、発注者に確認して、設計図書を訂正してもらうべきである。

【事例】

図面、仕様書、現場説明に対する質疑回答書が一致しない場合(これらの優先順位が定められている場合を除く)

- 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- 平面図と断面図の寸法、材料名等の記載が一致しない場合

2. 設計図書に誤謬がある又は脱漏がある場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 2 号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者はそれが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

【事例】

- 条件明示する必要がある場合にも関わらず、土質に関する一切の条件明示が無い場合
- 条件明示する必要がある場合にも関わらず、地下水位に関する一切の条件明示が無い場合
- 条件明示する必要がある場合にも関わらず、交通誘導員についての条件明示が無い場合

3. 設計図書の表示が明確でない場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 3 号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

【事例】

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工実施の記載はあるが、作業時間若しくは常時排水などの運転条件の明示がない場合

4. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号)

自然条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凸凹等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

【事例】

- 設計図書に明記された土質等が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- そのた、新たな制約等が発生した場合

5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(工事請負契約書第 18 条第 1 項第 5 号)

【事例】

- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった

- 同時施工の一部に軟弱な地番があり、地盤改良が必要となった。

6. 発注者が変更を必要と認め、設計図書の変更に係る指示を行う場合(工事請負契約書第 19 条)

【事例】

- 地元調整等の結果、施工範囲、施工内容、施工期間等の変更が必要となった。
- 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。

7. 発注者が工事を中止させた場合(工事請負契約書第 20 条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

【事例】

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整)が生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

8. 受注者から工期の延長請求があり、発注者が妥当と認めた場合 (工事請負契約書第 21 条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

【事例】

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰することが出来ない事由により工期の延長が生じた場合

9. 発注者から工期の短縮を請求した場合(工事請負契約書第 22 条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

【事例】

- 工事一時中止に伴い工期延長が予測され、工期短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

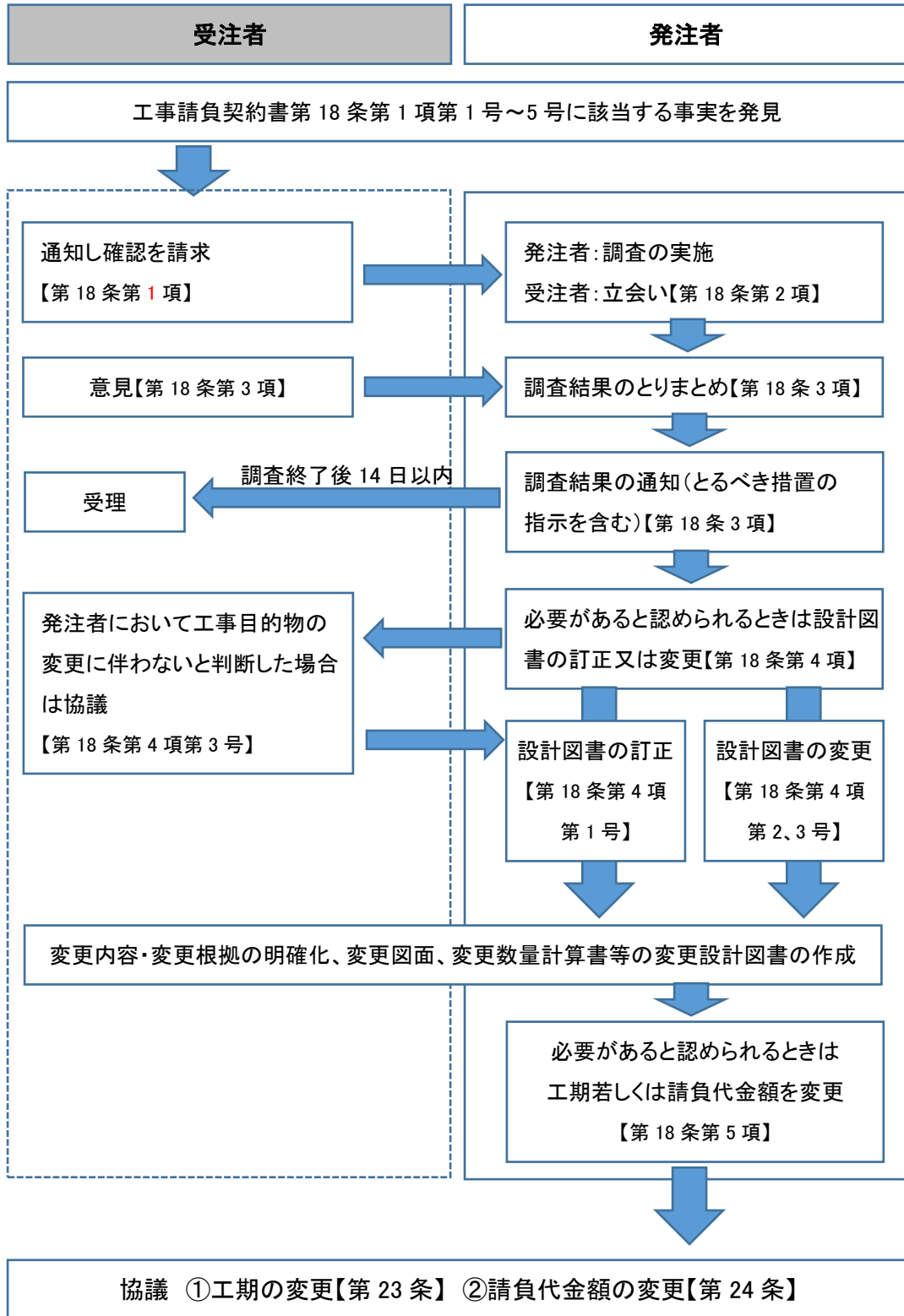
10. 設計図書の照査の範囲をこえる作業を発注者が指示した場合

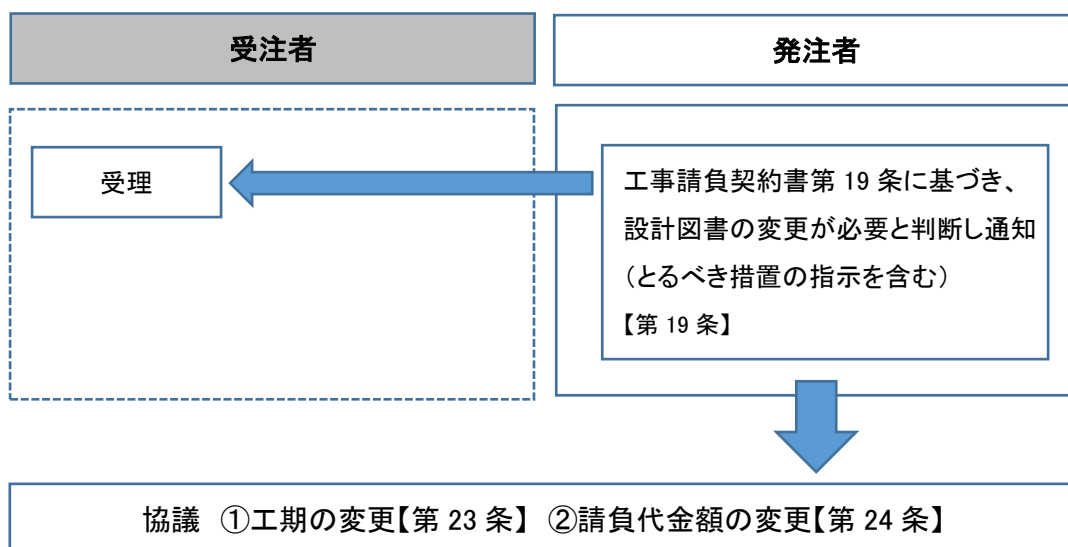
【事例】

- 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの、又は縦断面計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更は、「設計図書の照査」に含まれる。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- 構造物の載荷高さが変更となり、構図計算の再計算が必要となるもの
- 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う)
- 構造物の構造計算の結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造図面作成
- 「設計要領」・「各指示方書」等との対比設計
- 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工事の算出
- 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「2-6-15 路面切削工」「2-6-17 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは、設計照査に含まれる)

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

5 設計変更手続きフロー





6 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

受注者は、当初設計等に対して工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

7 条件明示について

- 施工条件は、契約条件となるものであることから、特記仕様書等の設計図書に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応する。
- なお、条件明示等に不足が生じないよう、下記の事項に該当するものについて、記載漏れのないようにする。
- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受発注者が協議できるものとする。

| | 明示事項 |
|------|---|
| 工程関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 |
| 用地関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の架設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 |
| 公害関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) |

| | |
|---------|---|
| | 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 |
| 安全対策関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全施設、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 |
| 工事用道路関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路に使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資材等の搬入経路、使用期間、使用时间帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮設道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 |
| 仮設備関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 |
| 建設副産物関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件 |
| 工事支障物件等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等 |
| 薬液注入等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 |

| | |
|-----|--|
| | 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容 |
| その他 | 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再利用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関、自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等 |

8 施工方法等の指定・任意の使い分け

【基本事項】

施工方法等(指定・任意)について、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ア. 「任意」については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- イ. 「任意」については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ウ. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ア. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- イ. 発注者(監督職員)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
 - ※任意における下記のような対応は不適切
 - ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
 - 標準積算基準ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
 - 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法での施工」するよう対応。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

【自主施工の原則】

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。

【工事請負契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

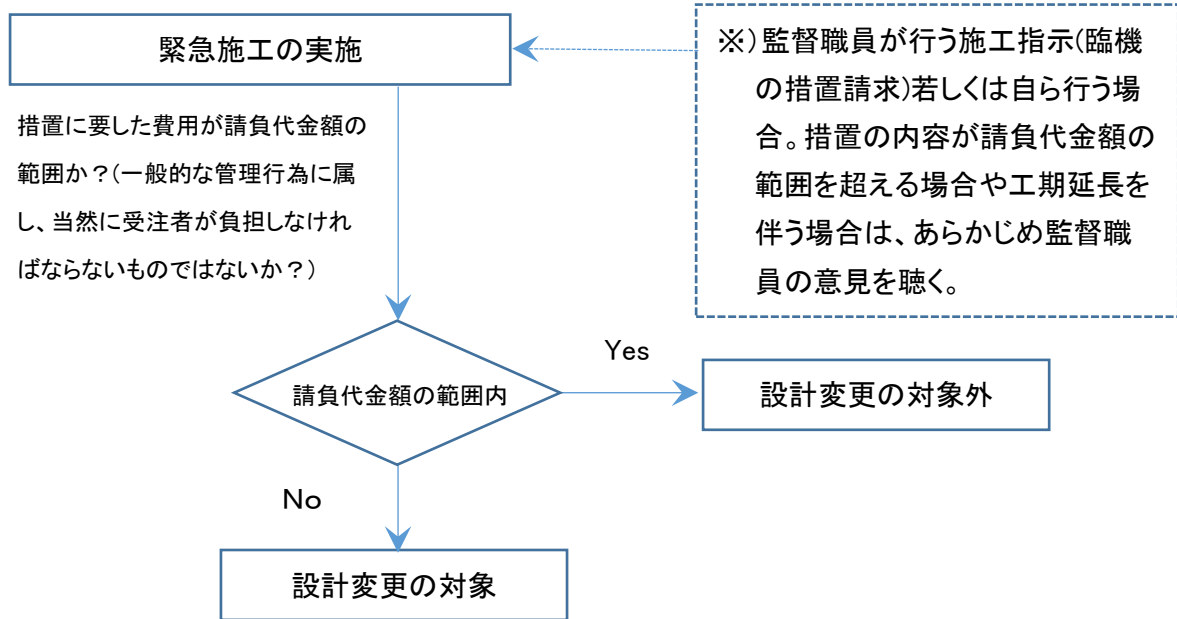
| | 指定 | 任意 |
|-------------------|--|----------------------------|
| 設計図書での取扱い | 施工方法等については具体的に指定する | 施工方法等については具体的には指定しない |
| 施工方法等の変更 | 発注者の指示又は承諾が必要 | 受注者の任意 (施工計画等の修正、提出は必要) |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象としない |
| 条件明示の変更に対応した設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象とする |
| その他 | <指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 | |

9 緊急施工における設計変更

緊急施工

緊急施工とは、災害等の不可抗力における被害の防止を図るため、受注者自ら若しくは発注者の指示により施工される臨機の措置をいう。

【工事請負契約書第 26 条】



10 関連事項

(1)「指示書」の記載例

工事打合せ簿

| | | | |
|---|---|-------|----------------------|
| 発議者 | <input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者 | 発議年月日 | 令和 年 月 日 |
| 発議事項 | <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 工事番号及び 工事名 | 〇〇宮△△△第□□号 〇〇〇〇〇線△△△△△工事 | | |
| 受注者 | | 工期 | 令和 年 月 日 令和 年 月 日 |
| <p>〇〇工の△△構造の変更について、下記(別紙)のとおり指示する。</p> <p>(内容)</p> <p>現地確認において△△構造では、□□が確保できないことから、下記のとおり変更する。</p> <p>なお、本指示内容については、設計変更の対象とします。</p> <p>〇〇工 構造 △△(当初) → ▲▲(変更) (増減■■)</p> <p>(以下省略)</p> | | | |

(2)「協議書」の記載例

| | | | |
|--|---|--|----------------------|
| 発議者 | <input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 | 発議年月日 | 令和 年 月 日 |
| 発議事項 | <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 工事番号及び 工事名 | 〇〇宮△△△第□□号 〇〇〇〇〇線△△△△△工事 | | |
| 受注者 | | 工期 | 令和 年 月 日 令和 年 月 日 |
| <p>(内容)</p> <p>〇〇工について、□□により施工が困難なことから、別添図面のとおり変更したいので協議します。</p> <p>(途中省略)</p> | | | |
| 処理・ 回答 | 発注者 | <p>上記について <input checked="" type="checkbox"/>指示 ・ <input type="checkbox"/>承諾 ・ <input type="checkbox"/>協議 ・ <input type="checkbox"/>通知 ・ <input type="checkbox"/>受理 します。</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p> <p><u>協議書のとおり施工を認める。</u></p> <p><u>本協議内容は、設計変更の対象とします。</u> 令和 年 月 日</p> | |
| | 受注者 | <p>上記について <input checked="" type="checkbox"/>了解 ・ <input type="checkbox"/>協議 ・ <input type="checkbox"/>提出 ・ <input type="checkbox"/>報告 ・ <input type="checkbox"/>届出 します。</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p> <p>令和 年 月 日</p> | |

(3)「承諾」の記載例

工事打合せ簿

| | | | |
|---|---|--|----------|
| 発議者 | <input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 | 発議年月日 | 令和 年 月 日 |
| 発議事項 | <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 工事番号及び 工事名 | 〇〇宮△△△第□□号 〇〇〇〇〇線△△△△△工事 | | |
| 受注者 | | 工期 | 令和 年 月 日 |
| | | | 令和 年 月 日 |
| (内容) 〇〇工について、別添図面のとおり変更したいので協議します。 (途中省略) | | | |
| 処理・ 回答 | 発注者 | 上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他() 本協議内容は、設計変更の対象としません。 令和 年 月 日 | |
| | 受注者 | 上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他() 令和 年 月 日 | |